


**2 3 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律**  
〔化学物質の排出量及び移動量の届出〕（第5条）

<p>法の趣旨</p>	<p>人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をすることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する。</p>
<p>届出の必要な行為</p>	<p>PRTR 制度に基づき届出を行う必要がある事業者は、以下の 3 つの要件を全て満たす事業者です。</p> <p>(1) 対象業種 金属鉱業等 24 業種（施行令第 3 条）</p> <p>(2) 従業員数 事業者全体として常用使用される従業員の数が 21 人以上</p> <p>(3) 事業所の要件 対象化学物質の年間摂取量（①・②）、特別要件施設の設置（③～⑥）に関して、次のうちいずれかの事業所を有する事業者</p> <p>① いずれかの第一種指定化学物質（462 種類、施行令第 1 条別表第一）の年間取扱量が 1t 以上である事業所（対象化学物質によっては、化合物中に含まれる金属元素、シアン、ふっ素、ほう素の量で判断するものもあります。②についても同じ。）</p> <p>② いずれかの特定第一種指定化学物質（15 種類、施行令第 4 条）の年間取扱量が 0.5t 以上である事業所</p> <p>③ 金属鉱業又は原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設が設置されている事業所</p> <p>④ 下水道業を営み下水道終末処理施設が埋設されている事業所</p> <p>⑤ ごみ処分業または産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）を営み、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する処理施設が設置されている事業所</p> <p>⑥ ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設が設置されている事業所</p> <p>※ 年間取引量とは、年度内1年間（年度初め4月～年度末3月）に取り扱った対象物質の量のこと、対象物質の年間製造量と年間使用量を合計した量です。</p>
<p>届出の必要な区域</p>	<p>県内全域</p>

受 理 権 者	知事
届 出 期 間 届 出 方 法	<p>(1) 届出期間及び内容 届出期間は、毎年4月1日から6月30日までです。(6月30日が土日の場合は、次の月曜日までです。)</p> <p>届出内容は、前年度の環境への排出量及び事業所外への移動量※となります。</p> <p>※製品(有価物)として出荷する量などは移動量に含まれない。</p> <p>(2) 届出方法 届出は、以下の3通りのいずれかにより行います。</p> <p>① 電子システムによる届出 ② 磁気ディスク(CD-R等)による届出 ③ 書面による届出</p>
担当機関	<p>各地方振興局 県民環境部 環境課</p> <p>(南会津地方振興局は県民環境部県民環境課、いわき地方振興局は県民部県民生活課)</p>
手続きフロー チャート	 <pre> graph LR     A[届出者] -- 届出 --&gt; B[担当機関]     </pre>
備 考	